

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和7年12月26日とする。

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 一次エネルギー消費量

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、年間の一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）

(2) 基準一次エネルギー消費量

建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、年間の基準一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）

(3) 設計一次エネルギー消費量

建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、年間の設計一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）

(4) 既存住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅

(ZEHの要件)

第4条 要綱別表2の1(1)のZEHの要件は、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。なお、エネルギー計算は、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとする。

- (1) 外皮平均熱貫流率（ U_A ）が地域区分ごとに定められている基準値以下であること。
- (2) 冷房期の平均日射熱取得率（ η_A ）が地域区分ごとに定められている基準値以下であること。
- (3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること。
- (4) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- (5) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

(Nearly ZEHの要件)

第5条 要綱別表2の1(2)のNearly ZEHの要件は、前条第1号から第4号を満たすほか、次に掲げるものを満たすものとする。なお、エネルギー計算は、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとする。

- (5) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満削減されていること。

(Z E H+の要件)

第6条 要綱別表2の1(3)のZ E H+の要件は、第4条各号に掲げる全てを満たすことに加え、追加要素として次の各号に掲げる全てを満たすものとする。なお、エネルギー計算は、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとする。

- (1) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。
- (2) 外皮性能について断熱等性能等級6以上であること。
- (3) 次の2つの要素のうち1つ以上を満たすこと。

ア 再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置

太陽光発電システム等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

イ 高度エネルギーマネジメント

H E M S機器により、太陽光発電システム等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

(Nearly Z E H+の要件)

第7条 要綱別表2の1(4)のNearly Z E H+の要件は、第5条各号に掲げる全てを満たすことに加え、追加要素として次の各号に掲げる全てを満たすものとする。なお、エネルギー計算は、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとする。

- (1) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。
- (2) 外皮性能について断熱等性能等級6以上であること。
- (3) 次の2つの要素のうち1つ以上を満たすこと。

ア 再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置

太陽光発電システム等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

イ 高度エネルギーマネジメント

H E M S機器により、太陽光発電システム等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

(Z E H Orientedの要件)

第8条 要綱別表2の1(5)のZ E H Orientedの要件は、北側斜線制限の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）であって、敷地面積が85m²未満である土地に建設されるものとする。ただし、第4条第1号、第2号及び第4号を満たすものとする。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。